



学校感染症等に係る登校に関する意見書

年 組 番 氏名

下記の疾患に罹患したため、学校保健安全法施行規則にもとづき療養を指示していましたが、感染のおそれがきわめて少なくなったので、登校が可能であると判断しました。

【出席停止期間】 月 日 ～ 月 日まで

第1種感染症 [治癒] と判断された場合は登校が可能です。

☐ ()

第2種感染症 [] 内の条件が満たされた場合は登校が可能です。

- ☐ インフルエンザ(A型・B型) [発症後(発症した日を0日目として)5日経過、かつ解熱後2日経過]
☐ 新型コロナウイルス感染症 [発症後(発症した日を0日目として)5日経過、かつ症状が軽快後1日経過]
☐ 麻疹 [解熱後3日経過] ☐ 風疹 [発疹消失]
☐ 水痘 [すべての発疹の痂皮化] ☐ 咽頭結膜熱 [主要症状消褪後2日経過]
☐ 流行性耳下腺炎 [耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日経過し、かつ全身状態が良好]
☐ 百日咳 [特有の咳が消失または5日間の適正な抗菌性物質製剤療法が終了]
☐ 結核 [感染のおそれなし]
☐ 髄膜炎菌性髄膜炎 [感染のおそれなし]

第3種感染症 [感染のおそれなし] と判断された場合は登校が可能です。

- ☐ 流行性角結膜炎
☐ 急性出血性結膜炎
☐ 腸管出血性大腸菌感染症 ※便の細菌培養において2回陰性が確認されたものとするのが一般的である
☐ コレラ
☐ 細菌性赤痢
☐ 腸チフス
☐ パラチフス
☐ その他の感染症 ()

※注意:「その他の感染症」は、校内の流行状況に応じてその感染拡大を防ぐために必要があるときに限り、校長が学校医の意見を聞き緊急的に措置をとることができるものであるため、学校からの指示がある場合のみ出席停止となります。(感染性胃腸炎、RSウイルス感染症等)

☐ その他の意見 ()

令和 年 月 日

医療機関名:

診察医師名: